

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-4
処分の種類	信州登山案内人の登録の抹消又は名称の使用の停止			
根拠法令条例等・条項	信州登山案内人条例第14条第1項及び第2項			
処分の概要	○旅行業法第9条で登録を受けた信州登山案内人の登録の抹消又は名称の使用の停止			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第14条第1項第5号（虚位又は不正の事実に基づいて登録を受けた信州登山案内人の登録の抹消）</li> <li>・ 条例第14条第2項（条例第17条の信頼失墜行為等の禁止行為をした信州登山案内人の登録の抹消又は名称の使用の停止）</li> </ul>			
基準の制定根拠	—			